

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則 第 1 章～第 5 章 (略) 第 6 章 不動産投資信託の運用報告書の表示事項 第 21 条 (略) (本文中に表示すべき項目と表示順) 第 22 条 不動産投信の運用報告書の本文には、当該不動産投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1) ～(13) (略) (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類 規則第 57 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則 第 57 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。 なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則 第 1 章～第 5 章 (同左) 第 6 章 不動産投資信託の運用報告書の表示事項 第 21 条 (同左) (本文中に表示すべき項目と表示順) 第 22 条 不動産投信の運用報告書の本文には、当該不動産投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1) ～(13) (同左) (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類 規則第 57 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則 第 57 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。 なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフ

新	旧
投信等の運用報告書等に関する委員会決議（以下、「インフラ投信等委員会決議」という。）の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項各号</u>に定める基準への適合に関する事項、<u>交付対象区分等（再エネ特措法第2条の2第1項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。）に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。</u> （以下略） （15）～（31）（略） 第23条～第24条の2（略） 第7章 不動産投資法人の資産運用報告の表示事項等 第25条（略） （本文中に表示すべき項目と表示順） 第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項に	ラ投信等の運用報告書等に関する委員会決議（以下、「インフラ投信等委員会決議」という。）の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項各号</u>に定める基準への適合に関する事項を表示するものとする。 （同左） （15）～（31）（同左） 第23条～第24条の2（同左） 第7章 不動産投資法人の資産運用報告の表示事項等 第25条（同左） （本文中に表示すべき項目と表示順） 第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項に

新	旧
ついて、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1) ～(9) (略) (10) 役員等に関する事項 役員等（当該営業期間中に在任していた者であって、当該営業期間の末日までに退任した者を含む）の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、<u>役員等との間で補償契約を締結している場合は当該役員等の氏名又は名称、当該補償契約の内容の概要並びに損失を補償した場合はその旨及び補償した額、</u>その他重要な事項を表示するものとする。 <u>(10) の2 投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項 当該投資法人が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。</u> <u>(イ) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲</u> <u>(ロ) 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該投資法人の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）</u> (11) ～(13) (略) (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人の計算に関する規則（平成18年府令第47号、以下「投資法人計算書類規則」という。）第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表	ついて、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1) ～(9) (同左) (10) 役員等に関する事項 役員等（当該営業期間中に在任していた者であって、当該営業期間の末日までに退任した者を含む）の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、その他重要な事項を表示するものとする。 (新設) (11) ～(13) (同左) (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人の計算に関する規則（平成18年府令第47号、以下「投資法人計算書類規則」という。）第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表

新	旧
(投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。)を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表(投資法人計算書類規則 第 80 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。)を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表(投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。)を添付することができるものとする。 なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表 6 (14) 組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力 に関する重要な事項)、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人資産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約 更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、<u>再エネ特措法第 9 条第 4 項各号</u>に定める基準への適合に関する事項、<u>交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。</u> (以下略) (15) ～ (35) (略) 2 (略) 第 27 条 (略)	(投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。)を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表(投資法人計算書類規則 第 80 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。)を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表(投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。)を添付することができるものとする。 なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表 6 (14) 組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力 に関する重要な事項)、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人資産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約 更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 9 条第 3 項各号</u>に定める基準への適合に関する事項を表示するものとする。 (同左) (15) ～ (35) (同左) 2 (同左) 第 27 条 (同左)

新	旧
第8章 インフラ投資信託の運用報告書の表示事項 第28条 (略) (本文中に表示すべき項目と表示順) 第29条 インフラ投信の運用報告書の本文には、当該インフラ投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1) ～(13) (略) (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関し	第8章 インフラ投資信託の運用報告書の表示事項 第28条 (同左) (本文中に表示すべき項目と表示順) 第29条 インフラ投信の運用報告書の本文には、当該インフラ投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1) ～(13) (同左) (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則第57条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約

新	旧
て賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、<u>再エネ特措法第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。</u> (以下略) (15) ～ (31) (略) 第30条～第32条 (略) 第9章 インフラ投資法人の資産運用報告の表示事項等 (表紙の表示事項) 第33条 (略) (本文中に表示すべき項目と表示順) 第34条 インフラ投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1) ～ (9) (略) (10) 役員等に関する事項 役員等（当該営業期間中に在任していた者であって、当該営業期間の末日までに退任した者を含む）の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、<u>役員等との間で補償契約を締結している場合は当該役員等の氏名又は名称、当該補償契約の内容の概要並びに損失を</u>	を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に<u>該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項各号</u>に定める基準への適合に関する事項を表示するものとする。 (同左) (15) ～ (31) (同左) 第30条～第32条 (同左) 第9章 インフラ投資法人の資産運用報告の表示事項等 (表紙の表示事項) 第33条 (同左) (本文中に表示すべき項目と表示順) 第34条 インフラ投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 (1) ～ (9) (同左) (10) 役員等に関する事項 役員等（当該営業期間中に在任していた者であって、当該営業期間の末日までに退任した者を含む）の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、その他重要な事項を表示するものとする。

新	旧
<u>補償した場合はその旨及び補償した額、その他重要な事項を表示するものとする。</u> <u>(10) の 2 投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項 当該投資法人が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときに おける次に掲げる事項とする。</u> <u>(イ) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲</u> <u>(ロ) 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該投資法人の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）</u> (11) ～(13) (略) (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等 明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。 なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表 6 (14) 組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当	(新設) (11) ～(13) (同左) (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等 明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資法人計算書類規則第 80 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。 なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表 6 (14) 組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当

新	旧
該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人資産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約 更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、<u>再エネ特措法第9条第4項各号</u>に定める基準への適合に関する事項、<u>交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。</u> (以下略) (15) ～ (33) (略) (以下略) <u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年5月19日から実施する。</u>	該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人資産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約 更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項各号</u>に定める基準への適合に関する事項を表示するものとする。 (同左) (15) ～ (33) (同左) (同左)